

報酬体系

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

■ (1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算出基準等に関して、規定で定めております。

■ (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	270

(単位:百万円)

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は「基本報酬」195百万円、「賞与」41百万円、「退職慰労金」33百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

■ (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

2. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計

■ 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、昭和60年7月1日から適格退職年金制度に加入し、平成18年12月1日より確定給付企業年金制度(擬似キャッシュバランス制度)へ全面移行しています。

また、複数事業主(信用金庫等)により設定された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

■ 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区分	金額
退職給付債務(A)	3,508,134
年金資産(B)	4,659,276
前払年金費用(C)	△997,469
未認識過去勤務費用(D)	△70,137
未認識数理計算上の差異(E)	△83,535
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—

■ 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区分	金額
勤務費用	509,687
利息費用	17,158
期待運用収益	△140,015
過去勤務費用処理額	△35,068
数理計算上の差異処理額	△59,313
会計基準変更時差異処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用(計)	292,448

■ 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要
割引率	0.50%
期待運用収益率	3.00%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
過去勤務費用の処理年数	5年(その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理する。)
数理計算上の差異の処理年数	5年(各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理する。)

時価情報

有価証券の時価情報

■売買目的有価証券

該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	3,914	4,034	119
	小計	—	—	—	3,914	4,034	119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	3,914	4,034	119

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,154	9,808	4,345	16,260	11,923	4,337
	債 券	217,039	214,247	2,791	141,696	140,366	1,330
	国 債	40,698	39,582	1,116	20,923	20,264	658
	地 方 債	68,016	67,398	617	44,435	44,199	236
	社 債	108,324	107,266	1,057	76,337	75,901	436
	そ の 他	102,246	93,742	8,503	76,893	70,174	6,718
	小 計	333,440	317,798	15,641	234,850	222,464	12,386
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3,707	3,983	△275	2,835	3,031	△196
	債 券	201,675	206,560	△4,884	255,022	267,693	△12,671
	国 債	73,695	75,831	△2,136	98,763	103,733	△4,969
	地 方 債	67,116	67,900	△783	81,708	83,700	△1,991
	社 債	60,864	62,829	△1,965	74,550	80,260	△5,709
	そ の 他	64,222	67,659	△3,436	103,825	113,927	△10,101
	小 計	269,605	278,203	△8,597	361,683	384,652	△22,969
合 計		603,045	596,002	7,043	596,534	607,117	△10,582

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	122	122
非 上 場 株 式	243	243
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	4,522	4,522
投 資 信 託 (私 募 リ ー ト)	8,571	
組 合 出 資 金	812	1,334
合 計	14,272	6,222

(注)1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

■金銭の信託の時価情報

■運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
583	62	625	41

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引の時価情報

金利関連取引

該当ありません。

通貨関連取引

(単位:百万円)

店頭	種類	令和3年度				令和4年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—
	為替 売建	40	—	40	△0	3	—	3	△0
	予約 買建	1	—	1	0	12	—	12	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されるものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定 割引現在価格等により算定しております。

株式関連取引

該当ありません。

商品関連取引

該当ありません。

債券関連取引

該当ありません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

【主な分類商品】 上場株式、国債、上場投資信託、取引所価格がある外貨建債券等の、取引量が活発な商品を分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】 地方債、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債(私募債除く)、非上場投資信託、取引所価格のない外貨建債券等の、取引量が活発ではない商品を分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】 買入金銭債権、金銭の信託、私募債、仕組債等の、流動性が低い商品や、信用スプレッドの重要性が高い商品等の、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,559	2,559
金銭の信託	—	—	625	625
有価証券(その他有価証券)	—	—	—	—
うち				
株 式	19,096	—	—	19,096
国 債	119,686	—	—	119,686
地 方 債	—	126,144	—	126,144
社 債	—	148,790	2,097	150,888
そ の 他 証 券	60,140	106,618	4,379	171,144
金 融 資 産 計	198,929	381,553	9,661	590,145

(注) 1. 有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は無く、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は9,574百万円であります。
2. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

財産に関するその他の状況

外貨建資産

(単位:千米ドル)

科目	令和3年度	令和4年度
外国通貨	70	70
コールローン	130	1,230
外貨貸付金	—	—
有価証券	135,935	137,954
外国為替	178	78
預け金	9,440	4,883
金銭の信託	4,767	4,683
合計	150,522	148,899

(注)有価証券からは、ユーロ円建債を除いています。

貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	—	—

バーゼルⅢに基づく開示

■バーゼルⅢについて

バーゼルⅢは、バーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した金融機関の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことです。

金融機関の自己資本の質と量の見直しが柱で、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化などを踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力の向上を促すことを目指しており、以下に示した「3つの柱」から成り立っています。

■第1の柱

最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、信用リスクの計測をより精緻化するとともに、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為・システム障害などにより金融機関が損失を被るリスク)の計算が導入されています。

■第2の柱

銀行勘定の金利リスクや与信集中リスクなど「第1の柱」で捉えられないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという自己管理型のリスク管理を促しています。

また、金融当局は各金融機関のリスク管理の方法について検証・評価を行うこととなっております。

■第3の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率やその算出過程、算出根拠などについて単体・連結別の情報開示が求められています。

単体における事業年度の開示事項

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■リスク管理の方針および手順の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識した上で与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスク計量の高度化に向けた取組みを進めております。

信用リスク管理の状況については、四半期毎あるいは必要に応じて信用リスク部会に報告し、重要な事項についてはリスク管理委員会において協議し、必要に応じて理事会に付議・報告しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。

①R&I ②JCR ③Moody's ④S&P

■エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

信用リスク削減手法の保証を適用するにあたり、被保証部分については保証人の格付によるリスク・ウェイトを適用しています。

■内部格付制度の概要

バーゼルⅢでは信用リスク計測手法として①標準的手法、②基礎的内部格付手法、③先進的内部格付手法の3通りの計測手法から、自金庫のリスク管理のレベルに合わせて選択が可能となっております。

当金庫は標準的手法を選択しています。標準的手法とは各資産毎に金融庁が定められたリスク・ウェイトを用いてリスクアセット額を計算する方法です。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー			
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引					
	地域区分	業種区分	期間区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
国	内		1,467,194	1,463,671	692,188	731,632	759,948	716,106	-	-	267	271
国	外		25,262	33,755	-	-	25,262	33,755	-	-	-	-
地域別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	267	271
製造業			167,719	176,961	124,577	133,049	43,141	43,912	-	-	24	5
農業、林業			624	688	623	686	1	1	-	-	-	-
漁業			1,949	2,154	1,949	2,154	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業			86	88	86	88	-	-	-	-	-	-
建設業			48,154	53,767	45,311	50,302	2,842	3,465	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業			31,149	32,208	6,009	6,615	25,140	25,593	-	-	-	-
情報通信業			6,186	4,561	113	146	6,072	4,414	-	-	-	-
運輸業、郵便業			55,606	50,391	6,770	7,699	48,836	42,691	-	-	-	-
卸売業、小売業			51,336	54,104	44,292	48,267	7,043	5,837	-	-	-	-
金融業、保険業			369,260	356,376	43,388	42,961	325,871	313,415	-	-	-	-
不動産業			149,668	158,511	125,591	134,654	24,077	23,857	-	-	242	232
物品賃貸業			2,726	2,894	2,626	2,794	100	100	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業			3,589	4,476	3,379	4,476	210	-	-	-	-	-
宿泊業			2,258	2,117	2,158	2,017	100	100	-	-	-	-
飲食業			7,477	8,248	7,477	8,248	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業			11,643	13,644	10,766	12,760	877	884	-	-	-	-
教育、学習支援業			917	1,097	816	926	101	170	-	-	-	-
医療、福祉			28,427	30,511	28,389	30,472	38	38	-	-	-	-
その他のサービス			18,098	19,027	16,622	17,813	1,475	1,213	-	-	-	-
国・地方公共団体等			288,538	300,627	27,056	27,380	261,482	273,246	-	-	-	-
個人			194,181	198,114	194,181	198,114	-	-	-	-	-	33
その他			52,856	26,852	-	-	37,798	10,919	-	-	-	-
業種別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	267	271
1年以下			272,707	363,833	136,277	147,319	136,429	216,514	-	-	-	-
1年超3年以下			382,586	233,508	103,306	111,607	279,279	121,900	-	-	-	-
3年超5年以下			106,981	117,913	86,992	94,674	19,989	23,239	-	-	-	-
5年超7年以下			91,750	123,407	75,080	79,119	16,669	44,288	-	-	-	-
7年超10年以下			206,169	238,813	83,662	84,131	122,506	154,682	-	-	-	-
10年超			320,205	343,112	206,600	214,486	113,605	128,625	-	-	-	-
期間の定めのないもの			112,056	76,838	267	293	96,731	60,612	-	-	-	-
残存期間別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、信金中金出資金、未収利息等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	2,186	2,674	—	2,186	2,674
	令和4年度	2,674	2,953	—	2,674	2,953
個別貸倒引当金	令和3年度	1,684	1,620	164	1,513	1,626
	令和4年度	1,626	2,103	—	1,626	2,103
合計	令和3年度	3,870	4,295	164	3,700	4,301
	令和4年度	4,301	5,057	—	4,301	5,057

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当金庫では、自己資本比率の算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度		
製造業	709	792	792	1,005	—	—	709	792	792	1,005	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	95	95	95	100	—	—	95	95	95	100	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	252	192	192	345	—	—	252	192	192	345	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	479	385	385	351	11	—	467	385	385	351	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	7	10	10	9	—	—	7	10	10	9	—	—
飲食業	12	12	12	12	—	—	12	12	12	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	—	170	—	—	—	—	5	175	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	117	127	127	85	1	—	115	127	127	85	—	—
その他のサービス	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	3	3	17	—	—	3	3	3	17	—	—
合計	1,684	1,626	1,620	2,098	13	—	1,665	1,620	1,626	2,103	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	10,269	415,958	16,933	407,956
10%	—	63,772	—	60,030
20%	32,147	298,673	75,321	298,754
35%	—	100,263	—	102,094
50%	167,540	24	126,991	—
75%	—	87,086	—	91,197
100%	2,700	309,415	1,700	311,675
150%	—	47	—	41
200%	—	—	—	—
250%	—	1,058	—	1,229
1,250%	—	—	—	—
その他	3,500	—	3,500	—
合計	216,157	1,276,300	224,447	1,272,980

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. 昨年度までは、有価証券エクスポージャーの額を、信用リスク削減手法適用前のリスクウェイトに区分していましたが、今年度より信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および実施手順の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の対応判断にあたって、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から多角的に検討を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等があり、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、いずれも金庫が定める事務取扱要領等に沿った適切な取扱いおよび評価を行っております。また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替・デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、該当する与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、当金庫の場合、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体の保証、適格格付機関が格付する民間会社の保証、その他未担保預金などが含まれています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	9,818	9,634	108,098	109,512	—	—
①ソブリン向け	—	—	23,456	21,454	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	4,242	4,261	6,148	6,891	—	—
④中小企業等・個人向け	4,509	4,167	77,340	79,601	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	146	126	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	344	397	—	—	—	—
⑦3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧その他	574	682	1,152	1,564	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと、保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理しています。信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「債権等の償却・引当要領」に則った適正な引当金を計上しております。お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

以上の施策により、当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクの適切なリスク管理に努めております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
gross再構築コストの額の合計額	—	—

(注) gross再構築コストの額の合計額には、投資信託等における派生商品取引の gross再構築コストの額は含まれておりません。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) gross再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■証券化エクスポージャーに関する事項

■証券化取引に関するリスク管理方針および実施手続の概要

当金庫における証券化取引は、投資としての位置づけとなります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉えているため、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況および適格格付機関が付与する格付情報などによって把握し、適切なリスク管理に努めております。

また、取引にあたっては、当金庫が定める『「余裕資金運用規定」に基づく保有限度額および専決権限等一覧表』に基づき、適正な運用・管理を行っています。

■投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法 の適用の有無	なし
---------------------	----

■オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、コンプライアンス・リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと定義し管理態勢の整備に努めております。また、サイバーセキュリティ事案に対し、迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする部署横断的な組織(N-CSIRT)の運用を開始し、平時からサイバー攻撃の情報を収集し、金庫の情報システムの保護に努めております。

なお、リスク量の計測に関しましては、基礎的手法を採用し、態勢を整備しております。

これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク部会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、理事会に報告する態勢としております。

■出資等エクスポージャーに関する事項

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式・投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に代表理事およびリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド等への出資金については、代表理事による有価証券検討会で投資の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況について適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適切に処理しております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		その他有価証券等で時価のあるもの					その他有価証券等で時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上場株式等	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	—
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	—
非上場株式等	令和3年度	—	—	—	—	—	5,592
	令和4年度	—	—	—	—	—	6,121
合 計	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	5,592
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	6,121

- (注)1. 上場株式等には、投資信託等の出資等エクスポージャーを含めて表示しています。
 2. 非上場株式等には、信金中央金庫等の出資等エクスポージャーが含まれております。
 3. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 4. 出資等エクスポージャーは、今年度より「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を含んでおりません。

■子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		貸借対照表 計上額	時価	差 額	
				うち益	うち損
子 会 社・ 子法人等株式	令和3年度	122	—	—	—
	令和4年度	122	—	—	—
関 連 人 等 株 式	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
合 計	令和3年度	122	—	—	—
	令和4年度	122	—	—	—

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

出資等エクスポージャー		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和3年度	8,353	1,975	113	492
	令和4年度	7,971	1,607	230	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	104,711	138,817
マンドート方式を適用するエクスポージャー	1,658	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動(金利ショック)によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、金利変動による経済価値の変動額である Δ EVEや期間収益の変動額である Δ NIIを複数の金利ショックを想定して算出し、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についても定期的に計測を行い、ALM委員会、リスク管理委員会と協議検討をするなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法…「再評価法」を用いて算定
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約に関する前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・金利感応資産・負債…預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅…金融庁が定める通貨ごとの金利ショック幅
- ・リスク計測の頻度…月次(前月末基準)

IRRBB1: 金利リスク

(単位:百万円)

	Δ EVE		Δ NII	
	前期末	当期末	前期末	当期末
上方パラレルシフト	56,970	56,767	2,499	2,181
下方パラレルシフト	0	0	0	0
ス テ ィ ー プ 化	43,889	44,816		
フ ラ ッ ト 化				
短 期 金 利 上 昇				
短 期 金 利 低 下				
最 大 値	56,970	56,767	2,499	2,181
	前期末		当期末	
自 己 資 本 の 額	112,258		116,694	